



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三三八)
- 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(三三九)
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三五〇)
- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令(三五二)
- 総合特別区域法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三五三)
- 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(三五四)

〔条 約〕

- 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(三五五)
- 自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(三五六)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書(一一)
- 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定(一一)
- 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定(一一)
- 万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)(一四)
- 万国郵便条約(一五)
- 郵便送金業務に関する約定(一六)
- 国際郵便規則の一部を改正する省令(総務一一八)
- 領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令(外務一七)
- 国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(同一八)
- 薬事法第二十四条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働一一三)

〔告 示〕

- 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令(同一三二)
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働・農林水産一)
- 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業六一)
- 深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部を改正する省令(同六四)
- 水先法施行規則の一部を改正する省令(国土交通九九)
- 金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の關係法人を指定する件(金融庁六一)
- 銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件(同六三)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件(外務二七九)
- 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の効力発生に関する件(同三八〇)
- 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定に関する合意された議事録の署名に関する件(同三八二)
- 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生に関する件(同三八二)
- 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定に関する書簡の交換に関する件(同三八三)

- 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の二千十五年十月一日以後の適用に関する書簡の交換に関する件(同三八四)
- 日本国による万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)、万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定の承認に関する件(同三八五)
- 薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(厚生労働三七七)
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針(厚生労働・農林水産二)
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十五条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件(厚生労働・経済産業・環境四)
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十五条第五項の規定に基づき指定をした優先評価化学物質の指定を取り消した件(同五)
- 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(農林水産三〇九五)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通一一八四)
- 米盛病院へリポートの設置許可申請があった件(同一二八五)

(以下次のページへ続く)  
本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

総合特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百五十三号

総合特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十二條の二第十三項及び第十四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総合特別区域法施行令(平成二十三年政令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。  
第四條を第五條とし、第三條の次に次の一條を加える。  
(権限の委任)

第四條 法第二十二條の二第一項及び第三項、同條第四項において準用する道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第五十九條第三項及び第六十六條第二項(第二号に係る部分に限る)並びに法第二十二條の二第五項に規定する国土交通大臣の権限は、指定自家用貨物自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に委任する。  
2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、指定自家用貨物自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

附則

この政令は、総合特別区域法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十三号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年三月三十一日)から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
国土交通大臣 太田 昭宏

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百五十四号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第四百三十五号を第四百三十六号とし、第四百三十四号の次に次の一号を加える。  
第四百三十五 移植に用いる造血幹細胞の適切な推進に関する法律(平成二十四年法律第九十号)

附則

この政令は、移植に用いる造血幹細胞の適切な推進に関する法律(平成二十四年法律第九十号)の施行の日(平成二十六年一月一日)から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
厚生労働大臣 田村 憲久

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百五十五号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中第九十二号を第九十五号とし、第六十一号から第九十一号までを三号ずつ繰り下げ、第六十号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三 (一)五フルオロペンチル)ーHーインドール)ー三)ーイル)二)二)三)三)ーテト

ラメチルシクロプロパン)ーイル)メタノン及びその塩類  
第一條中第五十九号を第六十一号とし、第二十九号から第五十八号までを二号ずつ繰り下げ、第二十八号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 (一)R)二R)ー三)ージメチルアミノ)ーエチル)ーメチルプロピル)フェノール(別名タバコトール)及びその塩類  
第一條中第十七号を第二十八号とし、第六号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六二)エチルアミノ)ー(三)四)メチレンジオキシフェニル)プロパン)ーオン及びその塩類

附則  
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣 安倍 晋三

自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三